

JCPDS-International Centre for Diffraction Data

PDF-2 用ライセンス契約書

[単一ユーザー、単一 PC]

PDF-2 は、単一の PC 上での使用に対するライセンスです。追加ライセンスを購入しない限り、複数の PC へのインストール、アクセスまたは表示はできません。ネットワーク サーバー上での使用は、明示的に禁止されています。

本契約は、JCPDS-INTERNATIONAL CENTRE FOR DIFFRACTION DATA (12 Campus Boulevard, Newtown Square, Pennsylvania 19073) (「ライセンサー」) および

組織 : _____

_____ (「ライセンサー」) との間で締結されたものです。

主要エンドユーザー : _____

部門 : _____

住所 (私書箱は記入しないでください) : _____

市町村 : _____

州 (都道府県) : _____ 郵便番号 : _____

国 : _____

電話 : _____ ファックス : _____

電子メール : _____ ウェブ : _____

1. **ライセンス** 適用される料金の支払いおよび適用される任意の発注書の規定への準拠を約因として、International Centre for Diffraction Data (「ライセンサー」) は、ライセンサーに、(i) PDF-2 (「ライセンス対象製品」) が含まれる付属の CD-ROM のコンテンツに個人的または社内の用途 (「許容された用途」) でアクセスするための、また (ii) そのコンテンツを、許容された用途のためのデータ処理を促進するための必要に応じて単一のコンピュータのハードドラ

イブにダウンロードするための、限定的で非排他的かつ譲渡不能のライセンス（「ライセンス」）を付与します。詳しくは、www.icdd.com/licenses/index-jp.htm をご覧下さい。

2. 著作権 PDF-2 についての著作権保護は、米国内および万国著作権条約の参加国もしくはベルン・ユニオン(国際輸出信用保険業者連盟)の会員である他の国々での適用法のもと、ICDD により確保されています。本契約は、PDF-2 について一切の所有権の権益をライセンシーに譲渡するものではなく、全ての複製物およびその改良に対するその全ての権利、所有権および権益は、本契約に明示的に規定されている場合を除き、ICDD が保持することを理解し合意するものとします。PDF-2 は、一緒に販売、バンドル、検索、または保存されることのある任意のソフトウェアの所有権にかかわらず、依然として ICDD の所有物です。

3. 品質保証の制限 なんらかの不良のあるライセンス対象製品についてのライセンシーの唯一の救済は、ライセンス対象製品の交換とし、この権利は、購入から 30 日以内に書面による通知をすることで行使されるものとします。ライセンシーは、いかなるものであれ任意の損害賠償（派生的損害賠償や懲罰的損害賠償などが含まれるがこれに限定されない）については、その義務を負わないものとします。ライセンシーは、明示的・黙示的のいずれであるかを問わず、ライセンス対象製品に関連した品質保証（商品性や特定目的に対する適合性についての保証や、PDF の任意のソフトウェアとの互換性などが含まれるが、これに限定されない）は一切しないものとします。

4. 手数料 本書により付与されるライセンスに対する手数料明細表（カタログ、ICDD@ウェブサイト）、および ICDD@により随時修正される明細票は、ICDD@により別途公表され、これをもって本契約に組み込まれ、その一部となります。本契約の下でのライセンシーについての全ての権利は、適用される手数料の全額かつ迅速な支払いを条件とします。

5. ライセンス契約期間 ライセンスの当初の期間は、本契約の最初の項に規定のあるライセンス登録の主要日付（「承認」）から五（5）年間です。ライセンス期間の終わりに、製品ライセンスは、さらに 60 ヶ月無料で延長できますが、これはライセンス付与されたユーザーの組織名および住所が同一である場合に限り（つまり、登録ユーザーであること）。ライセンスの延長は、ICDD のライセンス延長手順を使用して、処理されます(www.icdd.com/licenses/index-jp.htm)。

6. 複製物 ライセンシーは、安全の目的で製品のバックアップコピーを一（1）点限り作成できますが、(i) こうしたコピーはライセンスに従い、ICDD の財産であるとみなされ、(ii) ライセンシーは任意の時点でそうしたコピーを一（1）点限り保有する資格があり、(iii) ICDD の著作権通知が任意のそうしたコピーに添付され、また (iv) 本契約の期限切れもしくは解除に伴い、そうしたコピーは、オリジナルの PDF-2 とともに ICDD に返却するか破棄されることを条件とします。**オリジナルおよびバックアップコピーは単一のコンピュータに関連してのみ使用できます。データベースおよび任意のバックアップコピーの同時使用は固く禁じられています。**

本書に明示的に規定されている場合を除き、ライセンシーは、(i) 翻訳やローカリゼーションを含め、製品や文書の修正やなんらかの派生物の作成、(ii) 逆コンパイル、分解、リバースエンジニアリング、もしくはそれ以外の方法で製品のソースコードを解明する試み（適用法で具体的にそうした制限が禁止されている範囲を除く）、(iii) 再配布、抵当入れ、売却、賃貸、リース、サブライセンス、もしくはその他の方法で製品の権利の移転、(iv) 製品にある任意の商標、ロゴ、著作権やその他の所有を意味する通知、銘、シンボルまたはラベルの除去または変更、または (v) 製品について実行したベンチマーク試験の結果の第三者への公開を行うことはできません。

7. 本契約の条件 ICDD は、米国ペンシルバニア州で非営利団体として法人組織化されているため、本契約の条件は、ペンシルバニア州およびアメリカ合衆国の適用法により支配されます。ライセンス対象製品と、その基礎となる情報やテクノロジーのいずれも、米国の貿易制裁または米国商務省の輸出禁止対象者リストの対象となる任意の国へダウンロードやその他の方法で輸出もしくは再輸出することはできません。

ライセンス対象製品の任意のコピー、変更、またはマージした部分の所有を他の当事者に移転すると、ライセンスは自動的に契約解除となります。

本契約は、(a) いずれかの当事者による書面による通知から 60 日で、または (b) いずれかの当事者による本契約の諸条件に対する違反の場合には、それに関する書面による通知がなされた時点で直ちに、終了されたものとみなされます。契約解除があった場合には、ライセンス対象製品は三（3）日以内に ICDD に返却されるものとし、本契約もしくは適用法に基づく任意の権利を追及する ICDD の権利は消滅しないものとしします。

JCPDS-International Centre for Diffraction Data および ICDD は、米国特許商標庁に登録されています。

上記の証しとして、本契約の当事者は、上記に記載の年月日をもって、正式に権限のある役員の署名により本書を締結しました。

署名： _____ 役職： _____ 日付： _____

JCPDS-INTERNATIONAL CENTRE FOR DIFFRACTION DATA

署名： _____ 役職： _____ 日付： _____

本契約書は二枚とも必ず返送してください。完全に履行された契約書を記録用に返送します。